平成29年度第２回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成２９年６月１３日（火）午前９時半～１１時半

■場　所　　大阪府新別館北館１階防災活動スペース２

■出席者　　角野委員、松風委員、白井委員、園田委員（部会長）、曽我部委員、竹内和雄委員、

八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　　　ただいまから、平成２９年度第２回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、６名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本部会は基本的には公開ですが、本日の議題（２）規制の必要性等については、大阪府情報公開条例第８条及び第９条の規定に該当する情報に関して審議することから、非公開とさせていただきます。（本日の配布資料の確認）

　　　　　　この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　　はい、よろしくお願いします。前回、様々なご意見を頂戴しましたので、事務局と打合せをして、論点の洗い出しやＪＫビジネスの関係法令について整理いただきました。今日は次第にあるように、関係法令と整理した上で、規制の必要性等について議論していきたいと思います。まずは、前回から１ヶ月以上経ちましたので、おさらいの意味も含めて前回出た主な意見等、資料の説明を事務局からお願いします。

事務局　　※参考資料により前回出た主な意見を簡単に説明

　　　　　※資料１により、悪質なＪＫビジネス店（裏オプションとして性的サービスを提供している、18歳未満者を深夜まで働かせている等）が摘発されるおそれのある関係法令について説明

　　　　　※資料２により、ＪＫビジネスと近い営業形態への規制である風俗営業適正化法（以下「風営法」という）の規制内容と対象店舗及びＪＫビジネスとの関係を説明

部会長　　　ありがとうございました。それでは、だいたい現行法令との関係も整理できたところで、現行法令から漏れている部分の洗い出しや規制の必要性等を議論していきたいと思います。

ここからは、「捜査その他の公共の安全と秩序の維持」の活動に支障を及ぼす情報も取扱いますので、非公開とさせていただきたいと思います。各委員の皆様、よろしいでしょうか。

（異議なし）⇒非公開で議論を継続

　　それでは、議論に入っていきたいと思いますが、規制の必要性について、論点を大まかにまとめましたので、事務局から簡単に説明お願いします。

事務局　　※資料４により、国の動きとして「緊急対策」の今後の方向性を説明

　　　　　※資料３により、大きな論点の３項目を説明（現行法令との整理、条例化の目的・保護法益、法と条例の関係・立法事実）

部会長　　　はい、有難うございました。ここまで、現行法令で規制がかかっている部分とそうでない部分を整理して、ＪＫビジネスの問題点や課題等も少し明確に見えてきたような感じですが、これらの論点に沿って議論していきたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

委員　　　　リフレ店等は、個室で客と二人きりになって接触行為もあるということなので、裏オプションに導入される危険性が非常に高いと言える。そういった被害防止や健全育成の観点から、これらの営業形態を規制できないものかと感じています。

　　　　　　最近は、性に対する青少年自身のハードルが下がってきてると感じるので、社会的にも警鐘を鳴らす意味で規制は必要なのではないかと思います。性被害の危険性がある業務に青少年を就かせることを社会は許さないという態度を明確に示さないといけないと思います。

委員　　　　営業者側に何らかの規制は必要だと思いますが、規制だけでは問題事象が別のところに移り、不可視化するだけだと思います。規制すればするほど、それは顕著になると思います。

やはり、背景には貧困という問題があると思っています。貧困という定義をどう捉えるかというところが重要であって、以前のように、経済的な貧困だけでなく、虐待とか愛情とか精神的な面でも貧困を考えていかないといけない。

二つ目は、何故少女達はＪＫビジネス等で働くのか、お金が目当てとか、断り切れないとか、色々な理由を言うかもしれないが、そこには抜け出せずにどんどん深みにはまってしまう巧みな仕組みがあるということなのか、等を考えていかなければならない。犯罪心理学の研究では、少女自体は後ろめたい気持ちを持って悪い事だと思ってると推測できる。

だから、誰にも相談できない苦しみを抱えている。少女達を近づけない対策を講じることと併せて、既にＪＫビジネスに巻き込まれている少女に対する支援も観点の一つとして考えていく必要がある。

ただ、少女達に悪いことをしているという意識があるので援助を求めないという傾向もあります。本当に困っている人ほど助けを求めない。そういった中で如何にして自分から援助を求めてくることができるようにするのか、早い段階で援助をしていくか、リスクが高くなる前に支援する連携体制をどうするかといった点についても、既存法令でも盛り込まれているとしても、今回の議論の中にも含めていかないといけない。「助けて」って言っていいんだよというメッセージをどんどん発信していくべきだと思います。

三つ目は、利用者の大人の意識をどうしていくかという観点も必要かと思います。

委員　　　規制すればアングラ化するという懸念はありますが、やはり子供達を危険に近づけない、少しでも被害を減ずる対策として、現行法令にプラスして条例で対応すべきではないかと思います。

　　　　　ＪＫビジネスで働く少女達はある意味で犠牲者だと思います。子供達がどういう状況に置かれているのかを考えていく必要があって、子供達は今日的な生き方を求められている状況にあると思います。稼がなければ貧困家庭の子供達は人とつきあっていけない。貧困と言っても今の貧困の定義はかなり変わってきていて、例えば、彼らにとっては携帯電話が必需品で携帯電話代を払うために稼がなければならないという状況があります。

遊興費や貢ぐためと言ってもやはり原点は貧困が絡んでいる。子供達は貧困を表には出さずに、遊び貧困型に走ってしまっていて、現状として貧困が子供達の生活を規定してしまっている。そんな子供達に何らかの手助けをしないといけない。そういう意味で規制は必要と思います。

それから、繁華街に行くと路上での勧誘、客引きがたくさんあります。不当な客引き行為を規制する法令は既にあると思いますが、実際には残念ながら徹底されていない。そういうマナー違反的な風習が大人社会には存在していて、その中で子供達は意識を形成している。そういう意味でも子供達は好き好んで遊びに走っているのではなく、助けを求めているのではないかと思います。

委員　　　やはり何らかの規制が必要ではないかと思います。少女達は心の空虚さや自己肯定感の低下といったものを埋めるために、自分を受け入れてくれると勘違いして自分の性を売ってしまうのではないでしょうか。

もちろん啓発活動も必要ですが、それにプラスして規制が必要ではないでしょうか。裏オプションの有無に限らず、やはり子供達の性を売り物とする営業形態があるからこそ、子供達も自分に性的な価値があると思ってしまう。そういう風潮自体を規制対象とすべきだと思います。内情を把握するために営業の届出をさせたり、立入権限を持たせたりという規制は必要だと考えています。

委員　　　以前、女子高生にＪＫビジネスに関する意識聴取をしたところ、彼女たちはＪＫビジネスはWin-Winの関係だと言いました。客も喜ぶし時給が高いから働く側も嬉しいし、合法なんでしょ？と聞かれて答えに詰まりました。そういう意味では、女子高生たちに働くことはダメとはっきり言える規制があった方がいいとは思いますが、なかなか難しいのではないかとも思います。

　　　　　18歳未満の者が、ガールズバーのカウンター越しに客と話をするのは認められているのですか。

事務局　　風営法では午後10時までは青少年の接客業務は認められています。接待を伴う飲食店では接待業務は禁止となっています。

委員　　　バーで高校生が接客できることが私としては驚きで、健全育成の観点からはふさわしくないと思います。あと、インターネットやＳＮＳではＪＫビジネスへの勧誘や潜入ルポのような書き込みを多く目にします。子供達もこれらの情報を多く目にすると思うので、どういう影響を及ぼすのか、その辺りを危惧しています。

委員　　　今までこういう世界に縁のなかった少女がＪＫビジネスという営業形態に引きずり込まれることに対して水際でどういった対策を取るべきかという観点と既に入ってしまった少女達が危険な領域に、深みにはまっていくことにどう対応していくかを区別して考えていく必要があると思います。

青少年の性を対象とする風潮を規制対象とするのは、感情的には理解できるが、規制の範囲が非常に広がりすぎるので法的には適当ではない。テレビに出てアイドル活動している少女達との区別というか、マスメディアで大々的にやっている部分は容認し、末端だけ規制するのは整合性がとれない。なかなかそういう大それた規制範囲は法的には適当でないと言えます。

ＪＫビジネスと一括りで言っても営業形態が様々にある中で、全て同じように規制していくのか、それとも区別していくのかという論点があります。営業形態本来の有害性と裏オプションに結びついていく危険性の高さという観点から議論を深めていくべきですが、ガールズバーをどうするかという点が一つの悩みどころだと思います。

東京都と愛知県の条例を見比べても双方に違いがありますし、普段着で接客するガールズバーは居酒屋とどういった違いがあるのか。居酒屋だと青少年の健全育成の観点から特に有害とは言えませんので、ガールズバーのうち、コスチュームでやはり「性的好奇心をそそる」等の文言を入れて区別することになろうかと思いますが、その場合、そもそも労働基準法（以下「労基法」という。）の有害業務や風営法に該当するのではないかとも感じます。

事務局　　　労基法の有害業務に該当するか否かについては、文書で照会するため該当すると判明するまでに時間を要し、その間に被害者が出てしまうとか事業者が業態を変えてしまう等という点を問題点として考えています。

部会長　　　様々なご意見をいただき、本当に難しい問題ではありますが、ＪＫビジネスという営業形態は何らかの問題があるというのが共通認識として統一できたようですので、ここからは、ひとまず規制が必要であるという前提で、どんな規制が必要か或いはそこにどんな問題があるのかという議論をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員　　　　そうですね。規制を設けるとすればどんな方法で網をかけるのか、細かい部分を議論していくなかで、大きな方向性、規制が必要か否かを考えていく方が実際的だと思います。

部会長　　　具体的にどういう行為を規制すべきかという観点で、今日のところは大きな方向性を議論していき、細かい部分については次回にまわしたいと思います。

　　　　　　残りの論点について事務局から説明をお願いします。

事務局　　　※資料３により、残りの論点を説明（規制対象者～その他の項目）

部会長　　　一般的には、女子高生が添い寝や耳かき等をしてお金を貰うという仕事は健全育成上、好ましくないと思いますが、これを法的に規制すべきか否かとなると、この辺りはいかがですか？

委員　　　　私としては、「好ましくない業態なので規制して欲しい」という想いがあります。実際に女子高生にヒアリングをした際に「裏オプション」という言葉が彼女達の口から出ました。かなり女子高生の間にも認識が広まっているという印象を受けましたので、そういう意味で言うと法的な対応で子供達を守らないといけないという危機感はあります。併せて規制だけでは全て対応できるものでもないので、啓発教育は必要だと思っています。

委員　　　　実態としては、性的サービスの提供という裏オプションまでいってしまうと、明らかに犯罪ということで、現行法令で摘発は出来ているという理解でよろしいか。

事務局　　　裏オプションまで行ってしまうと被害児童が発生するわけですから、当然摘発は現行法令を駆使して実施されています。

委員　　　例えば、児童福祉法第34条１項９号の有害目的支配の項目では、雇用契約行為でも有害支配と認める、支配の一形態であるという判例があったかと思います。

委員　　　契約行為だけで支配性を認めさせるのは難しいのではないでしょうか。後で、その判例を確認しますが、添い寝だとか耳かきだとか、どういう業態をもって青少年の健全育成にとって有害だと判断するのか、意見が分かれるところだと思います。

　「性的好奇心をそそる」服装というのは、一般的には「普段はしていないような恰好」で、下着とか水着とかを一つのメルクマールにしているが、性的嗜好は人によって様々で普通の女子高生の制服に「性的好奇心をそそられる」人もいるだろうし、文言として「性的好奇心をそそる」と定義するとズレが生じてくるかもしれない。

部会長　　　大きな論点を整理しますと、ＪＫビジネスに対して、いわば刑事規制の前倒しが必要かどうかということが大きな論点になってくるのかなと。いまは合法的に営業している業態に、営業規制をかけるということと青少年保護というバランスをどう考えていくかという問題です。営業規制と言っても、青少年保護が目的なので、今後規制をかけたとしても18歳未満を使わずに18歳以上を使用するのであれば合法的に営業できるということですが、それも含めて今後の議論をどうしていくべきか。

委員　　　　営業者側への規制とは別に、青少年側に規制をかけるということは法的には可能ですか。というのは、摘発されている事例があるので危険性は明らかだから、被害に遭う前に出来るだけ救ってあげたい。JKビジネスに潜む危険性を認識しないまま近づく子供達は今後も増えると思うので、近づけさせない対策は必要だと思うけど、彼女達には高収入のバイトをしないといけない事情もある。そのあたりのバランスというか妙案がすぐには浮かばないのですが、働き場がなくなる青少年に対するフォローというか、その辺りも考えていかないといけないと思っています。

委員　　　　子供達にとっては、警察に事情を聞かれるという行為そのものが非常にショックで大きなことです。そういう意味で街頭補導活動等で警察が子供達に直接声をかける機会が増えるということは、抑止効果はあると思います。

警察がどれだけ早い段階で、ＪＫビジネスで働く子供達を保護できる場面をつくるかという方法を考えていくということが、青少年側からの論点の一つになるかもしれない。

委員　　　　子供達の常識と大人の常識とはギャップがあることを私達は認識する必要がある。子供達は地域に関係なくＪＫビジネスのことを知っている印象がある。その理由は、やはりインターネットから情報を得るということ。危険な世界への入口にインターネット・スマホが使われていることが多いので、その入口対策を是非進めないといけないと思います。

部会長　　なかなか考えがまとまらない部分もありますが、そろそろ予定の時間が近づいてまいりました。本件については、営業形態も流動的ということもあり、７月に施行される東京都の状況や国の動きも今後、注視しながら丁寧に議論をしていくべきだと考えています。本日皆様方からいただきましたご意見を事務局で整理していただき、次回の特別部会で審議するための資料を、私と事務局で調整の上、作成することにしたいと思います。それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします

事務局　　園田部会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして大阪府青少年育成審議会第２回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。